

令和6年度海外派遣農業研修生（長野県推薦）応募要領

令和6年度海外派遣農業研修生（アメリカに限る）の都道府県知事推薦については、公益社団法人国際農業者交流協会が定める「令和6年度農業研修生海外派遣事業実施要領」によるもののほか、この要領によるものとする。

1 長野県における推薦予定人員

若干名

2 募集期間

令和6年3月1日（金）～令和6年7月31日（水）

3 推薦者の募集方法

- (1) 農政部長は、農業農村支援センター所長、農業大学校長、市町村長に対し募集の通知及び周知の協力依頼を行う。
- (2) 農業農村支援センター所長は、青年農業者組織等を通じて広く周知する。
- (3) 農業大学校長は、2025年3月卒業予定の学生を中心に周知する。

4 推薦を希望する場合の応募方法

(1) 書類の提出

派遣希望者は(2)の書類を、農業青年等の場合にあつては市町村長を経由して管轄農業農村支援センター所長へ、農業大学校生の場合にあつては農業大学校長へ提出する。

(2) 提出書類

- ア 申込書（様式1）
- イ 健康診断書（様式2）

※派遣希望者が、（公社）国際農業者交流協会ホームページからプレエントリーを行った後、協会から届く左記書類に記入し、申し込むこと。【<https://www.jaec.org/>】

5 応募者の推薦

- (1) 農業農村支援センター所長は、市町村長を経由して書類の提出のあった者について、関係機関と協議のうえ適格者を選考し、その者に対する所見等を推薦書（様式3）に記載し農政部長あて提出する。
- (2) 農業大学校長は、書類の提出のあった者について適格者を選考し、その者に対する所見等を推薦書（様式3）に記載し農政部長あて提出する。

6 推薦書の提出期限

令和6年8月6日（火）

7 書類の提出部数

- (1) 市町村長から農業農村支援センター所長へ 3部（うち2部は写しで可）
- (2) 農業農村支援センター所長から農政部長へ 2部（うち1部は写しで可）
- (3) 農業大学校長から農政部長へ 2部（ 〃 ）

8 県の選考

- (1) 推薦する者は、原則として、県内関係者（両親が県内居住あるいは、研修後における営農基盤が県内にあること等）とする。
- (2) 農業農村支援センター所長及び農業大学校長から推薦された応募者に対し、農政部長は、書類選考により推薦する者を決定し、公益社団法人国際農業者交流協会会長へ推薦する。
なお、推薦者が決定した際には、この旨を長野県国際農友会に通知するものとする。

9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要事項はその都度定めるものとする。
- (2) 公益社団法人国際農業者交流協会会長が定める令和6年度農業研修生海外派遣事業実施要領5の（3）の分担金について、県は助成しない。